

## 令和4年度 第13回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年3月20日（月）13時30分～14時39分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委員	7番	会長	千葉賢一	○	
	6番	会長職務代理者	石川文士良	○	
	1番	委員	千葉三智枝	○	
	2番	委員	青木慶	○	
	3番	委員	青木長男	○	
	4番	委員	千葉力男	○	
	5番	委員	鈴木正昭	○	
事務局		局長	佐々木元	○	
		次長	菅原正宏	○	
		主査	島原理絵	○	

#### 4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

報告第27号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第29号 農地使用貸借の合意解約の届出について

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第44号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

議案第45号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第46号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

議案第47号 下限面積（別段面積）の設定について

議案第48号 「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の決定について

議案第49号 平泉町農業委員会の所管に係る平泉町個人情報保護条例施行規則の廃止について

## 【 会 議 の 概 要 】

議長：千葉会長  
(13時30分開会)

- 議長 ただいまより、令和4年度第13回平泉町農業委員会総会を始めます。  
本日の出席委員は7名全員ですので、会議は成立しています。  
次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人及び  
会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。  
(なし)
- 議長 それでは、議事録署名人には、1番委員、5番委員の両名を指名します。会議  
書記には、事務局の菅原次長と島原主査にお願いします。  
次に、会務報告について、事務局長より説明願います。
- 佐々木局長 (会務報告の朗読、説明)
- 議長 以上で会務報告を終わります。それでは、本日の議案を上程します。事務局長  
説明願います。
- 佐々木局長 (本日の議案件数等を説明)
- 議長 それでは、「報告第27号 農地法第3条の3の規定による届出について」、  
事務局説明願います。
- 島原主査 (報告案件の朗読、説明)
- 所有者死亡による相続4件です。
- 議長 ただいまの「報告第27号」について、発言のある方は挙手をお願いします。  
議長 発言がないようですので、「報告第27号」を終わります。  
議長 次に、「報告第28号 農地法第18条第6項の規定による届出について」事  
務局説明願います。
- 島原主査 (提出議案の朗読、説明)
- 双方の話し合いによる合意解約13件です。
- 議長 ただいまの「報告第28号」について、発言のある方は挙手をお願いします。  
議長 発言がないようですので、「報告第28号」を終わります。
- 議長 次に、「報告第29号 農地使用貸借の合意解約の届出について」、事務局説  
明願います。
- 島原主査 (報告案件の朗読、説明)
- 農地の営農が困難なための農地使用貸借の合意解約1件です。
- 議長 ただいまの「報告第29号」について、発言のある方は挙手をお願いします。  
議長 発言がないようですので、「報告第29号」を終わります。  
議長 それでは議案審議に入ります。「議案第42号 農地法第3条の規定による許  
可申請について」、事務局説明願います。
- 島原主査 (提出議案の朗読、説明)
- 耕作の利便性を考慮した農地の賃貸借設定1件と使用貸借設定1件で、事前に

お渡ししている調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは現地調査をした委員、5番委員。

5番委員 2月10日に、4番委員、菅原次長、推進委員と現地調査を実施しました。貸借10については、2筆共に保全管理されており、農地現況も良好で問題がないと思われます。使用貸借3についても、今年度まで貸付人が水稲作付をしていた農地だったことから、周りに与える影響はないと思われます。

議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。

(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、可と決定します。

議長 次に、「議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、事務局説明願います。

菅原次長 (提出議案の朗読、説明)

番号10については、平泉地区の田2筆6, 895㎡を所有権移転し大型重機置場を造成し、譲受人の会社が保有する大型重機を保管する転用計画です。資料15ページにあります平面図のとおり、隣接して奥州市分農地も2, 093㎡含まれていることから、一連の転用計画は延べ8, 988㎡となります。農地区分は、農用地区域内に農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他の農地(第2種農地)と判断しました。雨水は自然浸透および既存U字側溝への排水であることも考慮し、農地転用の許可基準から許可相当と考えます。なお、本案件は、転用面積が計3, 000㎡を超えることから、来月開催の岩手県農業会議常設審議委員会での審議案件となります。

議長 それでは現地調査をした委員、5番委員。

5番委員 番号10について、3月10日に、4番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。対象農地は、10年以上保全管理を行っていた農地で、西側には山があることから、午後の早い段階で日差しが遮られ湿田傾向にある農地です。現行の用排水も確認してきましたが、近隣農地への影響もないことから転用をすることに問題がないと考えます。

議長 質疑に入ります。質問等ありませんか。

(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、許可相当と決定します。

議長 次に、「議案第44号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について」、事務局より説明願います。

菅原次長 (提出議案の朗読、説明)

農地所有適格法人とは、農地等の権利を取得し農業を行うことのできる法人です。法人が農地等の権利を取得するには、農地法第3条により農業委員会の許可を受けることが必要です。この場合には、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件を満たしていないと許可できないことになっています。

報告がありました農事組合法人は、法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員等の全ての項目において記載の通り要件を満たしていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。

議長 質疑に入ります。質問等ありませんか。

(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、原案のとおり決定します。

議長 次に、「議案第45号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、事務局より説明願います。

島原主査 (提出議案の朗読、説明)

経営規模拡大による所有権移転設定の1件です。ご審議をお願いいたします。

議長 それでは現地調査をした委員、5番委員。

4番委員 3月10日に、5番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。番号3については、今年度も、譲渡人が耕作を行っていた農地であることからきちんと管理されていて問題はないと考えます。

議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。

(なし)

議長 それでは採決します。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、可と決定します。

議長 次に、「議案第46号 農業改善計画の認定に係る意見について」、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

島原主査 (提出議案の朗読、説明)

認定区分変更1件については、農業用機械等の取得計画が当初計画より全面的に増えることから、変更認定申請されました。

次に、認定区分更新1件については、農業用機械等の取得計画が当初計画より全面的に増えることから農業所得目標が現行より上回る計画として十分成り立っていると考えます。

議長 質疑に入ります。質問等ありませんか。

(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、原案のとおり意見なしと決定します。

議 長 次に、「議案第47号 下限面積（別段面積）の設定について」、事務局より説明願います。

菅原次長 （提出議案の朗読、説明）

農業従事者の減少が加速する中、耕作放棄地を解消し、効率的な農業の展開を支援するために農地関連法が改正されました。主な内容として、農業経営基盤強化促進法の改正では、認定農業者や新規就農者に対する支援が講じられていますが、これと合わせて農地法の一部改正も行われ、多様な人材確保・育成を後押しする施策として、これまで規定されていた農地の権利取得（所有権・賃貸借権等）時に求めていた下限面積要件が撤廃されます。以上、説明を終わります。

議 長 質問等ありませんか。

（なし）

議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員、原案のとおり決定します。

議 長 次に、「議案第48号 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について、事務局より説明願います。

菅原次長 （提出議案の朗読、説明）

「令和5年度最適化活動の目標の設定等」については、別紙のとおり、今年度より報告様式が一部変更となります。内容につきましては、1 農業委員会の状況、2 最適化活動の目標の活動計画です。以上のことについてご審議をお願いいたします。

議 長 議事に入ります。質問等ございませんか。

（なし）

議 長 ないようですので採決いたします。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員により、原案のとおり決定いたします。

議 長 引き続き、「議案第49号 平泉町農業委員会の所管に係る平泉町個人情報保護条例施行規則の廃止について」、審議いたします。事務局より説明をお願いします。

菅原次長 （提出議案の朗読、説明）

個人情報の保護に関する法律の一部改正が令和5年4月1日から施行されることとなりました。法改正により、これまで各地方公共団体が定める条例等において運用されていた個人情報保護制度について、改正後の個人情報保護法に基づく全国的な統一ルールで運用されることとなります。法に基づく新たな個人情報保護制度に対応していくことが必要となるため、現行の平泉町農業委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規則は廃止となり、令和5年4月1日から施行されます。以上でございます

議 長 質疑に入ります。質問等ございませんか。

(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、原案のとおり決定いたします。

これをもちまして、令和4年度第13回平泉町農業委員会総会を終わります。  
ご苦労様でした。

(14時39分閉会)

【議事録署名】

議長 会長 千葉 賢一 ⑩

署名人 1番 千葉 三智枝 ⑩

署名人 5番 鈴木 正昭 ⑩